

## 補助金・交付金等に関する解説

補助金・・・特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの  
(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)

※ 補助金と助成金については違いを明確に定義したものは無い

交付金・・・法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として一方的に交付するもの  
(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)